

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成24年7月26日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府八幡市八幡園内7番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 八幡市 市長 堀口 文昭					
主たる業種	地方公務	細分類番号 9   8   2   1					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	環境マネジメントシステムの導入により、省エネ、省資源を図り、4%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	市長を本部長とする環境政策推進本部を設置し、KES・環境マネジメントシステム・ステップ1(平成23年1月1日取得、市の機関が行うすべての事務・事業の適用)の運用、管理を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,810.4 トン	2,736.8 トン	トン	トン	-2.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,793.3 トン	2,736.8 トン	トン	トン	-2.0 パーセント	
	実績に対する自己評価	本庁舎を始め、出先機関を含め省エネ対策(市エコ・オフィスの取り組み)を徹底した。中学校においては、省エネタイプのエアコンを設置。ガスエアコンにより電気使用量が減。またA重油のエネルギー転換を行った。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	本庁舎(水道部)	事業活動に伴う排出の量 (建物床面積)	10.27	10.00			-2.63 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	本庁舎を始め、出先機関を含め省エネ対策(市エコ・オフィスの取り組み)を徹底した。中学校においては、省エネタイプのエアコンを設置。ガスエアコンにより電気使用量が減。またA重油のエネルギー転換を行った。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		37.0 パーセント	37.0 パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	本庁舎、別館、分庁舎内において高効率化照明器具未設置個所器具を高効率器具に変更。また平成22年10月まで使用していたA重油					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	市環境マネジメントシステム運用に伴い、マイカー通勤者は、年12回以上各自で「ノーマイカーデー」を設け、マイカー通勤を自粛し、公共交通機関の利用や自転車通勤等を実施する。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	ノーマイカーデーの取組みを平成15年から実施しており各職員に浸透している。しかし出先機関においては通勤事情により実施できない場合もあるが夏休み中に実施するなど独自で工夫している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市内保育・幼稚園で大型紙芝居を用いた環境学習を実施。平成19年度からゴーヤによる「緑のつどいガーデニング講習会」を実施、年々参加者も増えている。「まちかどゴミゼロ」の日(6、9月)の実施、職員を始め各市民団体、学校、自治体等と協同して市内の美化活動を行う。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。